

5 農畜産物流通

解説

ここには、青果物卸売市場の品目別卸売数量と価額、家畜の種類別と畜頭数、生乳の生産量及び飲用牛乳等の生産量、鶏卵の生産量に関する統計を掲載した。

掲載しているのは、農林水産省大臣官房統計部が実施している「青果物卸売市場調査」、「畜産物流通調査のと畜場統計調査、鶏卵流通統計調査」、「牛乳乳製品統計調査」の結果である。

(1) 青果物卸売市場調査の概要

ア 調査の目的

全国の青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにすることにより、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的としている。

イ 調査の対象

次の(ア)及び(イ)のいずれかの都市に所在し、各条件を満たす青果物卸売会社及び全ての J A 全農青果センター

(ア) 中央卸売市場が開設されている都市について、中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社

(イ) (ア)以外の都市のうち、県庁が所在する都市、人口 20 万人以上でかつ青果物の年間取扱数量がおおむね 6 万 t 以上の都市について、所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に 80% をカバーするまでの青果物卸売会社

ウ 調査期間

毎年 1 月から 12 月までの 1 年間（月別）

エ 調査方法

次のいずれかの方法により実施した。

(ア) 農林水産省から報告者に対して、オンラインにより調査票を配布・回収する自計調査の方法

(イ) 農林水産省から報告者に対して、調査票の内容を収録した電磁的記録媒体を郵送により配布・回収する自計調査の方法

(ウ) 農林水産省の職員が、報告者に対して聞き取り又は報告者の関係諸帳簿を閲覧する他計調査の方法

(2) と畜場統計調査の概要

ア 調査の目的

豚、牛及び馬のと畜頭数等を把握し、畜産物に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策のための資料とすることを目的としている。

イ 調査の対象

と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に基づく政令で定める市の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場

ウ 調査期間

毎年 1 月から 12 月までの 1 年間

エ 調査方法

調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、オンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）又は F A X により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、市場調査オンラインシステム又は F A X により提供を受ける他計調査により実施した。

また、調査対象者が、面接聞き取りによる調査を希望した場合は、調査員による面接聞き取りによる他計調査により実施した。

(3) 牛乳乳製品統計調査の概要

ア 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的としている。

イ 調査の対象

(ア) 基礎調査

全国の全ての処理場・工場

(イ) 月別調査

a 全ての乳製品工場

b 前年の基礎調査結果における 12 月の月間受乳量が 300 トン以上の牛乳処理場

c 前年の基礎調査結果における 12 月の月間受乳量が 300 トン未満であって、かつ、県外から生乳を受乳又は県外へ飲用牛乳等を出荷（出荷予定を含む。）している牛乳処理場

d a～c の処理場・工場における 12 月の月間受乳量が、基礎調査対象処理所・工場の都道府県別の 12 月の月間受乳量の 80% に満たない場合について、カバレッジが 80% を超えるまでの牛乳処理場

e 全粉乳、脱脂粉乳、バター及びホエイパウダーの在庫量を一括管理している本社

(ア) (イ) 共通

ただし、アイスクリームのみを製造する乳製品工場のうち、年間製造量が 5 万リットルに満たない工場並びに乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料のみを製造する牛乳処理場のうち、生乳を処理しない工場は除く。

ウ 調査期間

毎年 1 月から 12 月までの 1 年間

エ 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査対象処理場・工場又は本社に郵送により調査票を配布し、郵送若しくは F A X により回収する自計調査又は調査対象処理場・工場又は本社が政府統計

共同利用システムオンライン調査システムにより入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査による方法

(4) 鶏卵流通統計調査の概要

ア 調査の目的

鶏卵の生産量を把握し、鶏卵に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策のための必要な資料を整備することを目的としている。

イ 調査の対象

前年の調査の結果及び関係機関から収集した情報により作成した「鶏卵集出荷機関一覧表」を利用し、全国の鶏卵集出荷機関のうち鶏卵の年間集出荷量が10t未満のものを除いた上で、集出荷量の合計が都道府県の総集出荷量の60%以上となるまでの集出荷機関

ウ 調査期間

毎年1月から12月までの1年間

エ 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、オンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送又はFAXにより提供を受ける他計調査により実施した。

(5) 用語の定義

【家畜の種類別と畜頭数（豚、牛、馬）】

豚	肉用を目的として飼養している豚をいう。
成牛 和牛	生後1年以上の牛をいう。 黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びに和牛間交雑種の牛をいう。 この中には肉の生産を目的とした肥育牛のほか、役用又は繁殖用の牛をもと牛とした肥育牛、役用又は繁殖用に使用されていたが、老齢のために廃用された牛及び繁殖障害等の理由で廃用された牛を含む。
乳牛	ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種及び乳肉兼用種の牛をいう。
交雑牛	乳牛と和牛又は乳牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種の牛をいう。 なお、和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種は、その他の牛に含める。
その他の牛	ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛

去勢	(肉用専用種) 及び和牛と外国牛 (肉用専用種) との交雑種等をいう。
おす	おす牛の精巣を除去した牛をいう。
と畜頭数	おす牛のうち、去勢された牛を除いた牛をいう。 と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数(切迫と畜頭数も含む。)をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除いた。

【生乳生産量及び用途別処理量】

生乳	搾乳したままの人の手を加えない牛の乳をいう。
生乳生産量	初乳（分娩後 5 日内の乳）を除く生乳の総量をいう。 処理場・工場に出荷された生乳の数量及び生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量を含めた。 なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含めない。
牛乳等	飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）（以下「乳等省令」という。）では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は乳製品に分類しているが、これらは製造過程及び施設が飲用牛乳等と同一又は類似しており、流通も同一であることから、調査では牛乳等として分類した。
乳製品	粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳及びアイスクリーム等をいい、調査では全粉乳、脱脂粉乳、調製粉乳、ホエイパウダー、バター、クリーム、チーズ、加糖れん乳、無糖れん乳、脱脂加糖れん乳及びアイスクリームを調査した。
全粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。
脱脂粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳の乳脂肪分を除去したものからほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。
調製粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状に

ホエイパウダー	したものという。 乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。 本調査では、ホエイパウダーの総量に加えて、タンパク質含有量 25% 未満のもの及び同 25%以上 45%未満のものを調査した。
バター	生乳、牛乳又は特別牛乳から得られた脂肪粒を練圧したものをいう。
クリーム	生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分以外の成分を除去したものをいう。
チーズ	ナチュラルチーズ及びプロセスチーズをいう。 ナチュラルチーズとは、次の 1 又は 2 のものをいう。 1 乳、バターミルク、クリーム又はこれらを混合したもののほとんどの全て又は一部のタンパク質を酵素、その他の凝固剤により凝固させた凝乳から乳清の一部を除去したもの又はこれらを熟成したもの 2 1に掲げるもののほか、乳等を原料として、タンパク質の凝固作用を含む製造技術を用いて製造したものであって、1 と同様の化学的、物理的及び官能的特性を有するもの プロセスチーズとは、ナチュラルチーズを粉砕し、加熱溶解し、乳化したものをいう。
加糖れん乳	生乳、牛乳又は特別牛乳にしょ糖を加えて濃縮したものをいう。
無糖れん乳	濃縮乳（生乳、牛乳又は特別牛乳を濃縮したもの）であって直接飲用に供する目的で販売するものをいう。
脱脂加糖れん乳	生乳、牛乳又は特別牛乳の乳脂肪分を除去したものにしょ糖を加えて濃縮したものをいう。
アイスクリーム	乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであって、乳固形分 3.0%以上を含むアイスクリーム類のうち、本調査では、乳脂肪分 8 %以上のハードアイスクリームを対象として調査した。

【飲用牛乳等の生産量】

飲用牛乳等	直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
牛乳	生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に沿って製造されたものをいう。

加工乳	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。
乳飲料	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。
はっ酵乳	乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状若しくは液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。
乳酸菌飲料	乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品をいう。）を乳酸菌若しくは酵母ではっ酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（はっ酵乳を除く。）をいう。

【鶏卵の生産量、出荷量及び入荷量】

生産量	鶏から食用、加工用、種卵等として生産された卵の量をいい、収卵可能な奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めない。
-----	---